

「市町村子ども・子育て支援事業計画（H27～31）」の中間年の見直しに伴う
 「富山県子ども・子育て支援事業支援計画（H27～31）」の見直しについて

「市町村子ども・子育て支援事業計画（市町村計画）」及び「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（県計画）」

⇒ 子ども・子育て支援法に基づき、各市町村及び各都道府県で策定することが義務付けられているもの

※「市町村計画」と「都道府県計画」の関係は次ページ参照

1 県内の「市町村子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しの状況

(1) 見直しの予定（H29.12時点）

見直しあり	見直しなし	検討中
6市町 〔富山市, 高岡市, 氷見市〕 〔滑川市, 射水市, 朝日町〕	5市町村 〔魚津市, 黒部市, 砺波市〕 〔立山町, 舟橋村〕	4市町 〔小矢部市, 南砺市〕 〔上市町, 入善町〕

(2) 見直し内容（6市町とも）

平成30・31年度の「教育・保育の量及び確保の内容」の見直し
 （推計児童数及び支給認定割合の実績や伸び率等から見直すもの）

2 今後の流れ

時 期	市町村	県
H30 1～3月	<ul style="list-style-type: none"> 計画の見直し （審議会等の意見聴取） 見直し案を県に協議 計画の改定、県へ提出 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村計画の審査 市町村計画の了承
3月		<ul style="list-style-type: none"> 県計画の見直し 〔審議会等（県民会議）の意見聴取（書面）〕
3月下旬		<ul style="list-style-type: none"> 県計画の改定 国へ提出

市町村子ども・子育て支援事業計画

- 5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成)
「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

<計画の内容>

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

量の見込み ↔ 確保の内容、実施時期

不足がある場合は整備 (○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

-区域①-

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備 (○年度に○人分)

「区域ごとの積上げ + 広域調整」を踏まえて設定 (参酌標準)

区域②

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備 (○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の確保、質の向上のために講ずる措置
- 専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援、市町村との連携
- 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(※) 都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定の可否(需給調整)を、都道府県計画に基づいて判断。